

第33回京都市福祉有償運送運営協議会

日時：令和6年7月11日（木）15時00分～

場所：職員会館かもがわ 第3多目的室

議 題

- 1 京都市福祉有償運送における運営指針の改定について
- 2 福祉有償運送申請団体（更新1団体）の審査について

〔配布資料〕

- | | |
|------|------------------------------|
| 資料1 | 京都市福祉有償運送運営協議会委員名簿 |
| 資料2 | 京都市福祉有償運送運営協議会規則 |
| 資料3 | 公開の取扱いについて |
| 資料4 | 京都市福祉有償運送における運営指針の改定について（概要） |
| 資料5 | 京都市福祉有償運送における運営指針（改正案） |
| 資料6 | 京都市福祉有償運送における運営指針（新旧対照表） |
| 資料7 | 審査方法について |
| 資料8 | 福祉有償運送審査団体一覧 |
| 資料9 | 福祉有償運送申請団体審査票 |
| 資料10 | 京都市における福祉有償運送実施団体の状況について（参考） |

※資料8～10は非公開

京都市福祉有償運送運営協議会委員名簿

氏名（敬称略）	所属団体等
あおき まみ 青木 眞美	同志社大学 名誉教授
あだち たかひろ 足立 高広	一般社団法人京都府タクシー協会 専務理事
おおば てつはる 大庭 哲治	京都大学経営管理大学院経営管理研究部 准教授
おか ちえこ 岡 千栄子	公益社団法人京都市身体障害児者父母の会連合会 会長
かねもと ひでかず 兼元 秀和	一般財団法人全国福祉輸送サービス協会京都支部 支部長
くさなぎ ちひろ 草薙 千尋	社会福祉法人京都市社会福祉協議会ボランティア支援部 部長
しおやま あきひろ 塩山 晃弘	京都市保健福祉局保健福祉部 部長
たなか みつお 田中 三雄	京都ハイタク共闘会議 議長
なかの こうた 中野 幸太	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局 首席運輸企画専門官
ふるかわ まつこ 古川 末子	社会福祉法人えのき会 理事長

平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

規則第 9 1 号

京都市福祉有償運送運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第 8 条の規定に基づき、京都市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第 3 条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの協議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の会長又はその職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の会長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

京都市福祉有償運送運営協議会の公開の取扱いについて

1 公開の基準

京都市福祉有償運送運営協議会の会議は、京都市市民参加推進条例第7条第1項に基づき公開する。

ただし、NPO等による道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第80条第1項の許可及び更新の申請内容に関する協議事項については、会議を公開することにより京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になることから非公開とする。

2 公開の方法

- (1) 会場に傍聴者席及び記者席を設ける。
- (2) 公開する協議事項に係る会議資料は、傍聴者及び記者の全員に配布する。（ただし、個人情報に係るものを除く。）
- (3) 会場に傍聴者意見票を備え、会議終了後、これを回収する。
- (4) 会長は、会議の公正かつ円滑な運営を進めるため、必要と認める場合は、傍聴者に退場を命じることができる。

3 公開の周知

会議の開催ごとに、会議の開催及び公開について周知する。

4 公開の定員

- (1) 傍聴者の定員は、5名程度（ただし、会場の都合により変動）とする。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合は、傍聴希望者全員による抽選によって傍聴者を決定する。

5 会議における遵守事項

- (1) 傍聴者が、会議中の質問、発言及び会議の公正かつ円滑な運営を妨げる行為等を行うことを禁止する。
- (2) 傍聴者が、会長の許可なく、会場内で写真撮影及び録音を行うことを禁止する。
- (3) 傍聴者は、退場を命じられたときは、速やかに退場する。

6 その他

- (1) この取扱い以外に、会議の公開に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。
- (2) この取扱いは、令和4年8月1日から実施する。

京都市福祉有償運送における運営指針の改定（案）について

1 改定内容について

(1) 運送の対価の目安を「おおむね2分の1以下」から「約8割」に改定

① 国及び運輸局における対価の取扱いの変更

令和5年12月18日付で「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（国自旅第263号）が国から発出され、令和6年2月16日に近畿運輸局から、「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安」が示された。

・主な変更点

対価の目安が、当該地域のタクシー運賃の

（変更前）おおむね2分の1 → （変更後）約8割

② 本市における取扱いの現状と今後の方針

現在本市の「京都市福祉有償運送における運営指針」では、

5 審査基準

（9）運送の対価

一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額（輸送の実態を踏まえ時間制によるものを含む。）のおおむね2分の1以下とし、これを公衆に見えやすいように掲示し、又はあらかじめ、旅客に対して説明するものとする。

対価の基準にかかる詳細については、平成18年9月15日付け国自旅第144号の「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」の2のとおりとする。

としており、国及び運輸局から示された対価の目安に合わせて指針の改定を行う。

(2) 複数乗車に係る審査基準の明記

これまで指針に規定していなかった、複数乗車を認める場合の基準及び運送の対価について明記する。

京都市福祉有償運送における運営指針（改正案）

1 目的

この指針は、特定非営利活動法人その他営利を目的としない法人（以下「NPO等」という。）が道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録申請に必要な京都市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定め、円滑な協議運営を行うことを目的とする。

2 協議会の開催

（1）開催回数

協議会は、原則として年3回開催する。

ただし、重大事故の発生等、福祉有償運送の実施上の問題が発生したとき、その他福祉有償運送の適正実施のために必要と認めるときには、随時開催するものとする。

（2）協議会資料の送付

事務局は、協議会当日に円滑な協議が行えるよう、協議会の開催前に委員に資料を送付するものとする。

委員は、協議会資料に非公開情報が含まれていることを十分に踏まえ、協議会資料を適切に管理しなければならない。

（3）協議会の公開

協議会は、京都市市民参加推進条例第7条第1項に基づき公開する。

ただし、登録及び更新の申請内容に関する協議事項については、協議会を公開することにより京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になることから非公開とする。

なお、公開の取扱いに関する詳細は別に定める。

（4）申請団体からの説明等

協議会では、原則として申請団体が申請資料の説明をし、委員からの質疑に回答するものとする。ただし、審査の際には申請団体は退出するものとする。

3 福祉有償運送の必要性の説明

京都市における交通の状況、要介護者や身体障害者等の移動制約者の状況等を踏まえ、合理的な理由を示して福祉有償運送の必要性の判断が行われることが必要である。

協議会では、輸送の対象となる移動制約者の数、タクシーによる輸送の状況、ボランティア輸送の状況に関して、委員がそれぞれの役割に基づいて、状況等の説明に努めることとする。

また、これらの状況や道路運送法の趣旨を踏まえつつ、京都市の福祉有償輸送におけるタクシーやNPO等の役割や連携のあり方などについても検討していくものとする。

4 登録の申請

申請団体は、登録申請書等一覧に掲げる書類を協議会の開催の1ヶ月前までに京都市長に提出するものとする。

京都市長は、協議会で審査するために必要な範囲内で提出書類の補正等を申請団体に求めることができる。

5 審査基準

協議会で審査する基準を次のとおりとする。

(1) 運送主体

福祉有償輸送の運営主体は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

ア NPO、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会のいずれかである者

イ 福祉有償輸送を行うことが、法人の目的の範囲外の行為に当たるものでないこと。

ウ 申請者及び申請団体の役員が、次のいずれかの事由に該当するものではないこと。

① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。

② 登録の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者（当該取消しを受けた者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から2年を経過していないものを含む。）であるとき。

③ 自家用有償旅客輸送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が①又は②のいずれかに該当する者であるとき。

エ セダン型車両による移送の場合には、次のいずれかの条件を満たす法人であること。ただし、交通手段の確保が困難な別表に掲げる京都市内のへき遠地で行う移送は除く。

① 5（2）イ①で定める旅客を移送する場合

移送以外の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス又は地域生活支援事業その他協議会が認めた福祉サービスを一体的に実施している法人であること。

② 5（2）イ②で定める旅客を移送する場合

介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する移動支援型ヘルプサービスを実施する法人であること。

（2）運送しようとする旅客の範囲

次に掲げる者であって、運営主体となる法人の会員として登録された者及びその付添い人（以下「利用者」という。）とする。

ア 福祉車両による移送の場合

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要支援者及び要介護者であって、移動が困難な者
- ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者であって、移動が困難な者
- ③ その他単独での移動が困難な者であって、公共交通機関を利用することが困難な者

具体的には、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持つ者、特定疾患等難病患者、広汎性発達障害者、高次脳機能障害者、被爆者健康手帳を持つ者、戦傷病者手帳を持つ者その他特別の理由のため協議会が認めた者をいう。

イ セダン型車両による移送の場合

- ① 公共交通機関を利用することが困難な者のうち、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持つ者、広汎性発達障害者その他特別の理由のため協議会が認めた者等で福祉車両による移送の必要性がない者
- ② 公共交通機関を利用することが困難な者のうち、京都市介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者、要支援者及び要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する移動支援型ヘルプサービスを利用する場合に限る。）

ただし、交通手段の確保が困難な別表に掲げる京都市内のへき遠地で行う移送については、5（2）ア 福祉車両による移送の場合の例による。

（3）複数乗車

福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則とするが、透析患

者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって京都市運営協議会が必要と認めた場合には、1回の運行で複数の利用者を運送すること(以下「複数乗車」という。)ができるものとする。

(4) 旅客の名簿の作成管理

旅客の名簿については、参考様式ハ号を参考として運送主体において作成するものとし、個人情報の保護の観点等から適切に管理するものとする。

(5) 運送の区域

運送の区域は、旅客の発地又は着地のいずれかが京都市内にあることを要するものとする。

(6) 使用車両

ア 次のいずれかに該当する車両を使用しなければならない。

- ① 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
- ② 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
- ③ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ④ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車
- ⑤ セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

イ 使用権原

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しなければならない。

ただし、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、以下の事項に適合することを要するものとする。

- ① 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該運送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ② 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ③ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明りょうに表示されていること。

ウ 車両の表示等

- ① 使用車両に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側

面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。

この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺 5 センチメートル以上とする。

(ア) 運送主体の名称

(イ) 「有償運送車両」の文字

(ウ) 登録番号

- ② 登録証の交付を受けた運送主体は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。

(7) 運転者の要件

ア 福祉車両による移送の場合

普通二種免許を有することを原則とする。

ただし、普通二種免許を有していない場合には、当該地域における交通の状況等及び次に掲げる事項を考慮して、十分な能力及び経験を有していると認められることを要するものとする。具体的には、次の①の条件を満たしたうえで、②又は③の条件を満たすことを要件とする。

- ① 申請日前 3 年以上運転免許停止処分を受けていない者
- ② 国土交通大臣が認定する講習を修了している者
- ③ ②に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えた者（具体的には、社団法人全国乗用自動車協会等が行うケア輸送サービス従事者研修を修了した者）

イ セダン型車両による移送の場合

上記アに掲げる要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転手を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。

- ① 社会福祉士及び介護福祉士法の介護福祉士の登録を受けている者
- ② 国土交通大臣が認定する講習を修了している者
- ③ ②に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えた者（社団法人全国乗用自動車協会等が行うケア輸送サービス従事者研修を修了した者及び介護保険法施行令第 3 条第 1 項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた者）

ウ 独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断の受診

運送主体は、運転者が、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合、各項目に定められた、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させなければならない。

① 事故惹起運転者

(ア) 死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある者は、特定診断Ⅰを受診させる。

(イ) 死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある者は、特定診断Ⅱを受診させる。

② 高齢運転者

(ア) 65才に達した日以後1年以内（65才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内）に1回、その後75才に達するまでは3年以内ごとに1回、適齢診断を受診させる。

(イ) 75才に達した日以後1年以内（75才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内）に1回、その後1年以内ごとに1回、適齢診断を受診させる。

③ その他輸送の安全が確保されていないと認められる者

道路交通法違反により、運転免許停止以上の処分を受けた者は、カウンセリング付き定期診断を受診させる。なお、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。

エ また、運送主体にあつては、利用者の安全確保のための継続した取組として、運転者の普通第二種免許の取得や福祉有償運送に関する外部研修等への参加機会の確保、定期的な内部研修の実施などに努めるものとする。

(8) 運転者台帳及び運転者証の整備

ア 自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は、参考様式第へ号を参考として運送主体において定め、適切に管理するものとする。

イ 運転者証は、参考様式第ト号を参考として運送主体において作成するとともに、作成した運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか、作成番号及び作成年月日、運送主体の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期間並びに（6）ア及びイに規定する運転者の要件として必要な講習の修了等の必要事項を記載した運送主体の発行する身分証明書（IDカード

を含む。)を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。

(9) 損害賠償措置

自家用有償旅客運送者が、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客等の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき、措置の基準として、以下の内容の任意保険又は共済に加入していること又はその計画がなければならない。登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金額を減じるなどの契約変更や正当な理由のない解約をしてはならないものとする。

- ・損害賠償限度額が対人8,000万円、対物200万円以上であること。
- ・自家用有償旅客運送主体の法令違反が原因の事故について免責となっていないこと。
- ・期間中の支払額に制限がないこと。
- ・すべての自家用有償旅客運送自動車を対象とするものであること。

(10) 運送の対価

一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額（輸送の実態を踏まえ時間制によるものを含む。）の約8割の範囲内とし、これを公衆に見えやすいように掲示し、又はあらかじめ、旅客に対して説明するものとする。

対価の基準にかかる詳細については、平成18年9月15日付け国自旅第144号の「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」の2のとおりとする。

なお、複数乗車の対価については、利用者1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の最大乗車定員又は平均乗車人数（平均乗車人員が算出できる場合）で走行した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合における京都市域の一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額の約8割の範囲内であることとする。

(11) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていることを要するものとする。

具体的には、次に掲げる点に留意して整備しなければならないものとする。

ア 運行管理に係る責任者が選任されており組織体制が整っていること。点呼、報告、指示、記録等に係る指揮命令系統が明確にされていること。運

行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理を確保するものとする。

イ 運行管理の責任者が乗務しようとする運転者に対して行う、確認、指示は対面により行うよう努め、その記録は参考様式第二号を参考として運送主体において書式を定め実施するものとする。

運転者が自家用自動車を提供し、運転者の自宅から利用者の自宅等へ直接出向く場合にあっては、電話等により進行管理に関する事項について指示、伝達、報告が確実に実施できる体制が整っていること。

運転者が乗務した場合の乗務記録は、参考様式第ホ号を参考として運送主体において書式を定め実施するものとする。

ウ 使用する自動車の車両点検や消毒等による清潔さの保持など整備管理が適切に行われていること。

エ 事故防止、安全確保について必要な研修等を行う計画があること。

オ 事故発生時において緊急の連絡体制が整備されており、対応に係る責任者が明確であること。事故の記録は、参考様式第チ号を参考として運送主体において書式を定め実施するものとする。

カ 利用者からの苦情に対し、適切に記録、対応する体制となっており、対応に係る責任者が明確であること。苦情処理の体制については、明確に定めるものとし、苦情処理の記録は、参考様式第リ号を参考として運送主体において書式を定め記録するものとする。

キ その他福祉有償運送の条件が常時確保されるよう管理する体制が整っており、その責任者が明確であること。

6 更新登録の申請

有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、登録申請書一覧に掲げる書類を京都市長に提出するものとする。この場合において、京都市長は、原則として有効期間の満了する日の3ヶ月前から申請の受付を行う。

京都市長は、協議会で審査するために必要な範囲内で提出書類の補正等を申請団体に求めることができる。

7 変更登録の申請

運送の区域（減少する場合を除く）、運送の種別、運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合を除く）を変更しようとする者は、変更登録を要する。変更登録の申請を行おうとする者は、登録申請書一覧に掲げる書類を協議会の開催1ヶ月前までに京都市長に提出するものとする。

京都市長は、協議会で審査するために必要な範囲内で提出書類の補正等を申請団体に求めることができる。

8 軽微な事項の変更の届出

法第79条の7第3項に定める軽微な事項の変更をしたときは、その日から30日以内に、登録申請書一覧に掲げる書類により、京都市長に届出を行うものとする。

9 その他の事項の変更について

変更事項	提出方法等
収受する対価	協議会の開始の1ヶ月前までに京都市長へ必要書類を提出するものとする。協議会での協議を要する。
運転者の追加、 運行管理の体制等	変更後30日以内に、京都市長へ変更事項を報告する。
運送しようとする旅客の減	運送主体において適切に管理する。

10 業務の停止及び登録の取消し

運送主体に対して、警告、業務の停止又は登録の取消しを行った場合には、京都運輸支局長等は、処分等を行うに至った違反事実、行政処分等の内容を遅滞なく京都市長に通知するものとする。

11 報告義務等

登録を受けた運送主体は、次に掲げる提出書類について、報告時期のとおり京都市長に提出しなければならない。

提出書類	報告時期
自家用有償旅客運送実績報告書	年度終了後、前年度分について毎年5月31日までに提出する。
事故の記録	事故発生後、速やかに。
苦情処理簿	苦情対応後、速やかに。

なお、京都市長は、必要に応じて、福祉有償運送に関する報告を運送主体に求めることができるものとする。

12 協議会の合意を解除する場合

協議会における合意の解除については、解除するに至った事実及び理由を示して、協議会に諮るものとする。この場合において、当該自家用有償旅客運送主体に業務改善又は弁明の機会を付与するなど、可能な限り手続上の透明性に配慮するものとする。

13 登録実施後における京都市の役割

京都市長は、自家用有償旅客運送に係る相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、その他利用者等からの苦情等に対応するため、連絡窓口を整備するものとする。

京都市長は、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、これらに係る自家用有償旅客運送者の適切な運営を確保するため、必要に応じて協議会の構成員に当該事実を報告するとともに、協議会において対応を協議し、京都運輸支局と連携のうえ、運送主体に対して必要な指導を行うことができるものとする。

また、京都運輸支局長から、協議会で協議した自家用有償旅客運送主体に係る業務の停止又は登録の取消等、行政処分に係る通知を受理した場合にあっては、当該事実を協議会の構成員に周知するとともに、必要に応じ協議会を開催し対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。

[別表] 京都市内のへき遠地（京都市市内出張等旅費支給規則による。）

所管	名称	備考
北区役所	小野郷出張所	小野、大森
	中川出張所	中川、杉阪、真弓
	雲ヶ畑出張所	雲ヶ畑
左京区役所	大原出張所	大原（古知平以北の地域に限る。）
	花脊出張所	花脊、広河原
	久多出張所	久多
右京区役所	嵯峨出張所	嵯峨清滝、嵯峨水尾（清滝川以西の地域に限る。）
	高雄出張所	梅ヶ畑（清滝川以西の地域に限る。）
	宕陰出張所	嵯峨嵯原、嵯峨越畑
	京北出張所	旧京北町域
西京区役所	洛西支所	（大原野外畑町及び大原野出灰町の地域に限る。）
伏見区役所	醍醐支所	（陀羅谷の地域に限る。）

京都市福祉有償運送における運営指針改正案（新旧対照表）

（下線部は改正部分）

旧（現行）	新（改正案）
○ 京都市福祉有償運送における運営指針（抜粋） 5 審査基準 協議会で審査する基準を次のとおりとする。 （２）運送しようとする旅客の範囲 次に掲げる者であって、運営主体となる法人の会員として登録された者及びその付添い人とする。	○ 京都市福祉有償運送における運営指針（抜粋） 5 審査基準 協議会で審査する基準を次のとおりとする。 （２）運送しようとする旅客の範囲 次に掲げる者であって、運営主体となる法人の会員として登録された者及びその付添い人<u>（以下「利用者」という。）</u>とする。 （新設） （３）複数乗車 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則とするが、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって京都市運営協議会が必要と認めた場合には、１回の運行で複数の利用者を運送すること（以下「複数乗車」という。）ができるものとする。

(9) 運送の対価

一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額（輸送の実態を踏まえ時間制によるものを含む。）のおおむね2分の1以下とし、これを公衆に見えやすいように掲示し、又はあらかじめ、旅客に対して説明するものとする。

対価の基準にかかる詳細については、平成18年9月15日付け国自旅第144号の「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」の2のとおりとする。

(10) 運送の対価

一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額（輸送の実態を踏まえ時間制によるものを含む。）の約8割の範囲内とし、これを公衆に見えやすいように掲示し、又はあらかじめ、旅客に対して説明するものとする。

対価の基準にかかる詳細については、平成18年9月15日付け国自旅第144号の「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」の2のとおりとする。

なお、複数乗車の対価については、利用者1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の最大乗車定員又は平均乗車人数（平均乗車人員が算出できる場合）で走行した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合における京都市域の一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額の約8割の範囲内であることとする。

※（3）新設に伴う（4）～（9）、（11）の通し番号の変更については記載を省略する。

審査方法について

※これまでと同じ審査方法です。

- 1 申請内容については、事務局で確認の上、申請団体ごとに、資料 9「福祉有償運送申請団体審査票」にまとめています。
- 2 申請団体に入室していただいたあと、まず事務局から資料 9 に基づき申請内容を説明し、その後、各委員から申請団体への質疑を行っていただきます。
- 3 申請関係書類の写しは、各委員の席上にファイルして置かせていただいています。ただし、申請関係書類には、多数の個人情報が含まれておりますので、協議会終了後に回収させていただきます。
- 4 すべての申請団体の説明及び質疑が終わりましたら、各委員による審査を行っていただきます。審査については、申請内容及び別紙「京都市福祉有償運送における運営指針」に基づいて、①承認、②条件付きの承認、③否認、のいずれかを決定していただきます。
- 5 なお、本日の協議会における団体審査については、資料 3「京都市福祉有償運送運営協議会の公開の取扱いについて」の規定に基づき、非公開としています。

京都市福祉有償運送における運営指針

1 目的

この指針は、特定非営利活動法人その他営利を目的としない法人（以下「NPO等」という。）が道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録申請に必要な京都市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定め、円滑な協議運営を行うことを目的とする。

2 協議会の開催

（1）開催回数

協議会は、原則として年3回開催する。

ただし、重大事故の発生等、福祉有償運送の実施上の問題が発生したとき、その他福祉有償運送の適正実施のために必要と認めるときには、随時開催するものとする。

（2）協議会資料の送付

事務局は、協議会当日に円滑な協議が行えるよう、協議会の開催前に委員に資料を送付するものとする。

委員は、協議会資料に非公開情報が含まれていることを十分に踏まえ、協議会資料を適切に管理しなければならない。

（3）協議会の公開

協議会は、京都市市民参加推進条例第7条第1項に基づき公開する。

ただし、登録及び更新の申請内容に関する協議事項については、協議会を公開することにより京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になることから非公開とする。

なお、公開の取扱いに関する詳細は別に定める。

（4）申請団体からの説明等

協議会では、原則として申請団体が申請資料の説明をし、委員からの質疑に回答するものとする。ただし、審査の際には申請団体は退出するものとする。

3 福祉有償運送の必要性の説明

京都市における交通の状況、要介護者や身体障害者等の移動制約者の状況等を踏まえ、合理的な理由を示して福祉有償運送の必要性の判断が行われることが必要である。

協議会では、輸送の対象となる移動制約者の数、タクシーによる輸送の状況、ボランティア輸送の状況に関して、委員がそれぞれの役割に基づいて、状況等の説明に努めることとする。

また、これらの状況や道路運送法の趣旨を踏まえつつ、京都市の福祉有償輸送におけるタクシーやNPO等の役割や連携のあり方などについても検討していくものとする。

4 登録の申請

申請団体は、登録申請書等一覧に掲げる書類を協議会の開催の1ヶ月前までに京都市長に提出するものとする。

京都市長は、協議会で審査するために必要な範囲内で提出書類の補正等を申請団体に求めることができる。

5 審査基準

協議会で審査する基準を次のとおりとする。

(1) 運送主体

福祉有償輸送の運営主体は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

ア NPO、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会のいずれかである者

イ 福祉有償輸送を行うことが、法人の目的の範囲外の行為に当たるものでないこと。

ウ 申請者及び申請団体の役員が、次のいずれかの事由に該当するものではないこと。

① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。

② 登録の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者（当該取消しを受けた者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から2年を経過していないものを含む。）であるとき。

③ 自家用有償旅客輸送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が①又は②のいずれかに該当する者であるとき。

エ セダン型車両による移送の場合には、次のいずれかの条件を満たす法人であること。ただし、交通手段の確保が困難な別表に掲げる京都市内のへき遠地で行う移送は除く。

① 5（2）イ①で定める旅客を移送する場合

移送以外の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス又は地域生活支援事業その他協議会が認めた福祉サービスを一体的に実施している法人であること。

② 5（2）イ②で定める旅客を移送する場合

介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する移動支援型ヘルプサービスを実施する法人であること。

（2）運送しようとする旅客の範囲

次に掲げる者であって、運営主体となる法人の会員として登録された者及びその付添い人とする。

ア 福祉車両による移送の場合

① 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要支援者及び要介護者であって、移動が困難な者

② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者であって、移動が困難な者

③ その他単独での移動が困難な者であって、公共交通機関を利用することが困難な者

具体的には、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持つ者、特定疾患等難病患者、広汎性発達障害者、高次脳機能障害者、被爆者健康手帳を持つ者、戦傷病者手帳を持つ者その他特別の理由のため協議会が認めた者をいう。

イ セダン型車両による移送の場合

① 公共交通機関を利用することが困難な者のうち、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持つ者、広汎性発達障害者その他特別の理由のため協議会が認めた者等で福祉車両による移送の必要性がない者

② 公共交通機関を利用することが困難な者のうち、京都市介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者、要支援者及び要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する移動支援型ヘルプサービスを利用する場合に限る。）

ただし、交通手段の確保が困難な別表に掲げる京都市内のへき遠地で行う移送については、5（2）ア 福祉車両による移送の場合 の例による。

（3）旅客の名簿の作成管理

旅客の名簿については、参考様式ハ号を参考として運送主体において作

成するものとし、個人情報の保護の観点等から適切に管理するものとする。

(4) 運送の区域

運送の区域は、旅客の発地又は着地のいずれかが京都市内にあることを要するものとする。

(5) 使用車両

ア 次のいずれかに該当する車両を使用しなければならない。

- ① 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
- ② 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
- ③ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ④ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車
- ⑤ セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

イ 使用権原

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しなければならない。

ただし、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、以下の事項に適合することを要するものとする。

- ① 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該運送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ② 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ③ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明りょうに表示されていること。

ウ 車両の表示等

- ① 使用車両に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。

この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

(ア) 運送主体の名称

(イ) 「有償運送車両」の文字

(ウ) 登録番号

- ② 登録証の交付を受けた運送主体は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。

(6) 運転者の要件

ア 福祉車両による移送の場合

普通二種免許を有することを原則とする。

ただし、普通二種免許を有していない場合には、当該地域における交通の状況等及び次に掲げる事項を考慮して、十分な能力及び経験を有していると認められることを要するものとする。具体的には、次の①の条件を満たしたうえで、②又は③の条件を満たすことを要件とする。

- ① 申請日前3年以上運転免許停止処分を受けていない者
- ② 国土交通大臣が認定する講習を修了している者
- ③ ②に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えた者（具体的には、社団法人全国乗用自動車協会等が行うケア輸送サービス従事者研修を修了した者）

イ セダン型車両による移送の場合

上記アに掲げる要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転手を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。

- ① 社会福祉士及び介護福祉士法の介護福祉士の登録を受けている者
- ② 国土交通大臣が認定する講習を修了している者
- ③ ②に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えた者（社団法人全国乗用自動車協会等が行うケア輸送サービス従事者研修を修了した者及び介護保険法施行令第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた者）

ウ 独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断の受診

運送主体は、運転者が、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合、各項目に定められた、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させなければならない。

① 事故惹起運転者

(ア) 死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者

を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の３年間に交通事故を引き起こしたことがある者は、特定診断Ⅰを受診させる。

- (イ) 死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の１年間に交通事故を引き起こしたことがある者は、特定診断Ⅱを受診させる。

② 高齢運転者

- (ア) ６５才に達した日以後１年以内（６５才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から１年以内）に１回、その後７５才に達するまでは３年以内ごとに１回、適齢診断を受診させる。

- (イ) ７５才に達した日以後１年以内（７５才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から１年以内）に１回、その後１年以内ごとに１回、適齢診断を受診させる。

③ その他輸送の安全が確保されていないと認められる者

道路交通法違反により、運転免許停止以上の処分を受けた者は、カウンセリング付き定期診断を受診させる。なお、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。

エ また、運送主体にあつては、利用者の安全確保のための継続した取組として、運転者の普通第二種免許の取得や福祉有償運送に関する外部研修等への参加機会の確保、定期的な内部研修の実施などに努めるものとする。

(７) 運転者台帳及び運転者証の整備

ア 自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は、参考様式第へ号を参考として運送主体において定め、適切に管理するものとする。

イ 運転者証は、参考様式第ト号を参考として運送主体において作成するとともに、作成した運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか、作成番号及び作成年月日、運送主体の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期間並びに（６）ア及びイに規定する運転者の要件として必要な講習の修了等の必要事項を記載した運送主体の発行する身分証明書（ＩＤカードを含む。）を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。

(８) 損害賠償措置

自家用有償旅客運送者が、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客等の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき、

措置の基準として、以下の内容の任意保険又は共済に加入していること又はその計画がなければならない。登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金額を減じるなどの契約変更や正当な理由のない解約をしてはならないものとする。

- ・損害賠償限度額が対人8,000万円、対物200万円以上であること。
- ・自家用有償旅客運送主体の法令違反が原因の事故について免責となっていないこと。
- ・期間中の支払額に制限がないこと。
- ・すべての自家用有償旅客運送自動車を対象とするものであること。

(9) 運送の対価

一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額（輸送の実態を踏まえ時間制によるものを含む。）のおおむね2分の1以下とし、これを公衆に見えやすいように掲示し、又はあらかじめ、旅客に対して説明するものとする。

対価の基準にかかる詳細については、平成18年9月15日付け国自旅第144号の「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」の2のとおりとする。

(10) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていることを要するものとする。

具体的には、次に掲げる点に留意して整備しなければならないものとする。

ア 運行管理に係る責任者が選任されており組織体制が整っていること。点呼、報告、指示、記録等に係る指揮命令系統が明確にされていること。運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理を確保するものとする。

イ 運行管理の責任者が乗務しようとする運転者に対して行う、確認、指示は対面により行うよう努め、その記録は参考様式第二号を参考として運送主体において書式を定め実施するものとする。

運転者が自家用自動車を提供し、運転者の自宅から利用者の自宅等へ直接出向く場合にあつては、電話等により進行管理に関する事項について指示、伝達、報告が確実に実施できる体制が整っていること。

運転者が乗務した場合の乗務記録は、参考様式第ホ号を参考として運送主体において書式を定め実施するものとする。

ウ 使用する自動車の車両点検や消毒等による清潔さの保持など整備管理が適切に行われていること。

- エ 事故防止、安全確保について必要な研修等を行う計画があること。
- オ 事故発生時において緊急の連絡体制が整備されており、対応に係る責任者が明確であること。事故の記録は、参考様式第チ号を参考として運送主体において書式を定め実施するものとする。
- カ 利用者からの苦情に対し、適切に記録、対応する体制となっており、対応に係る責任者が明確であること。苦情処理の体制については、明確に定めるものとし、苦情処理の記録は、参考様式第リ号を参考として運送主体において書式を定め記録するものとする。
- キ その他福祉有償運送の条件が常時確保されるよう管理する体制が整っており、その責任者が明確であること。

6 更新登録の申請

有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、登録申請書一覧に掲げる書類を京都市長に提出するものとする。この場合において、京都市長は、原則として有効期間の満了する日の３ヶ月前から申請の受付を行う。

京都市長は、協議会で審査するために必要な範囲内で提出書類の補正等を申請団体に求めることができる。

7 変更登録の申請

運送の区域（減少する場合を除く）、運送の種別、運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合を除く）を変更しようとする者は、変更登録を要する。変更登録の申請を行おうとする者は、登録申請書一覧に掲げる書類を協議会の開催１ヶ月前までに京都市長に提出するものとする。

京都市長は、協議会で審査するために必要な範囲内で提出書類の補正等を申請団体に求めることができる。

8 軽微な事項の変更の届出

法第７９条の７第３項に定める軽微な事項の変更をしたときは、その日から３０日以内に、登録申請書一覧に掲げる書類により、京都市長に届出を行うものとする。

9 その他の事項の変更について

変更事項	提出方法等
収受する対価	協議会の開始の１ヶ月前までに京都市長へ必要書類を提出するものとする。協議会での協議を要する。

運転者の追加、 運行管理の体制等	変更後30日以内に、京都市長 へ変更事項を報告する。
運送しようとする旅客の減	運送主体において適切に管理す る。

10 業務の停止及び登録の取消し

運送主体に対して、警告、業務の停止又は登録の取消しを行った場合においては、京都運輸支局長等は、処分等を行うに至った違反事実、行政処分等の内容を遅滞なく京都市長に通知するものとする。

11 報告義務等

登録を受けた運送主体は、次に掲げる提出書類について、報告時期のとおり京都市長に提出しなければならない。

提出書類	報告時期
自家用有償旅客運送実績報告書	年度終了後、前年度分について毎年 5月31日までに提出する。
事故の記録	事故発生後、速やかに。
苦情処理簿	苦情対応後、速やかに。

なお、京都市長は、必要に応じて、福祉有償運送に関する報告を運送主体に求めることができるものとする。

12 協議会の合意を解除する場合

協議会における合意の解除については、解除するに至った事実及び理由を示して、協議会に諮るものとする。この場合において、当該自家用有償旅客運送主体に業務改善又は弁明の機会を付与するなど、可能な限り手続上の透明性に配慮するものとする。

13 登録実施後における京都市の役割

京都市長は、自家用有償旅客運送に係る相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、その他利用者等からの苦情等に対応するため、連絡窓口を整備するものとする。

京都市長は、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、これらに係る自家用有償旅客運送者の適切な運営を確保するため、必要に応じて協議会の構成員に当該事実を報告するとともに、協議会において対応を協議し、京都運輸支局と連携のうえ、運送主体に対して必要な指導を行うことができるものとする。

また、京都運輸支局長から、協議会で協議した自家用有償旅客運送主体に係る業務の停止又は登録の取消等、行政処分に係る通知を受理した場合にあっては、当該事実を協議会の構成員に周知するとともに、必要に応じ協議会

を開催し対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。

[別表] 京都市内のへき遠地（京都市市内出張等旅費支給規則による。）

所管	名称	備考
北区役所	小野郷出張所	小野、大森
	中川出張所	中川、杉阪、真弓
	雲ヶ畑出張所	雲ヶ畑
左京区役所	大原出張所	大原（古知平以北の地域に限る。）
	花脊出張所	花脊、広河原
	久多出張所	久多
右京区役所	嵯峨出張所	嵯峨清滝、嵯峨水尾（清滝川以西の地域に限る。）
	高雄出張所	梅ヶ畑（清滝川以西の地域に限る。）
	宕陰出張所	嵯峨嵯原、嵯峨越畑
	京北出張所	旧京北町域
西京区役所	洛西支所	（大原野外畑町及び大原野出灰町の地域に限る。）
伏見区役所	醍醐支所	（陀羅谷の地域に限る。）